

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日)

目次
◇ 告示 健康保険法による保険医の登録
臨時種畜検査の実施
土地改良区の設立の適否の決定
土地改良事業計画の変更の認可

告 示

鳥取県告示第六百三十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
中村 征郎	米子市角盤町 一四二角一荘	鳥医 第一五四六号	昭和四十五年 八月三十一日

鳥取県告示第六百三十七号
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 期 日	検 査 場 所	家畜の 種 類
第一 次 十月九日 午前十時から	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場	肉用牛
第二 次 十月十二日 午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛
〃 十月十三日 午前十時から	米子市吉岡 西部家畜市場	
〃 十月十四日 午前十時から	日野郡日野町根雨 根雨〃	
〃 十月十七日 午前十時から	倉吉市八屋 倉吉〃	
〃 十月十四日 午後一時から	東伯郡赤碕町松谷 鳥取県種畜場	

鳥取県告示第六百三十八号

昭和四十五年五月二十五日付で米子市日下五百七十一番地山崎謙一ほか六十八人の者から申請のあつた佐陀川右岸土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認められた。

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年九月二十一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十九号

富海土地改良区から申請のあつた土地改良（富海地区は場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十五年九月八日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十五年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】